



合併協議会だより

発行:指宿地区4市町合併協議会 編集:指宿地区4市町合併協議会事務局
指宿市十町2424番地 TEL 0993-24-1011 FAX 0993-23-5335
メールアドレス: ibu4gappei@violin.ocn.ne.jp
ホームページアドレス http://www.ibu4gappei.org

町・字の区域及び名称 現在の大字の前に旧市町名を残すことで決定

一つの例としまして、合併した場合、現在の各庁舎の大字が次のとおり変更となります。

指宿市十町二四二四番地が
〇〇市指宿十町二四二四番地

山川町新生町八四番地が
〇〇市山川新生町八四番地

頴娃町牧之内二八三〇番地が
〇〇市頴娃牧之内二八三〇番地

開聞町十町二八六七番地が
〇〇市開聞十町二八六七番地

（ただし、旧市町名が新市の名称に選定された場合は、当該市町の大字はそのままのとおりになります。）



第8回の協議会を、8月21日に頴娃町民会館で開催しました。前回協議会で提案された7つの協定項目が協議され、

- ・ 条例、規則等の取扱い
 - ・ 一部事務組合等の取扱い
 - ・ 町・字の区域及び名称の取扱い
 - ・ 納税関係の取扱い
 - ・ 国民健康保険の取扱い
- の5つの協定項目の調整方針が決定されました。

「財産の取扱い」については、すべての財産を新市に引き継ぐという提案に対し、基金の持ち寄りに関し、合併前の各市町の事情や経緯等を踏まえ、具体的に検討する必要があるとの意見が出され、継続協議となりました。

「地方税の取扱い」についても、頴娃町・開聞町の法人町民税の法人税割12・3%を指宿市・山川町で採用している14・7%に合わせることに、事業活動への影響を考え、不均一課税の制度がとれないかなど、再検討すべきとの意見により、継続協議となりました。

なお、「山川根占フェリー」についても、両半島の交通基盤として早急に必要であるとの意見や、必要性は認められるが、新たな事業であり協議会で十分協議すべきとの意見など、活発な議論が行われ、今後も引き続き協議していくことになりました。

国民健康保険・納税等5つの調整方針を決定

第8回協議会での決定事項

条例、規則等の取扱い

新市において制定

1 4市町に共通して制定されている内容に差異のない条例、規則等については、現行の例により新市において制定する。

2 4市町ともに制定しているが内容に差異のあるもの、3市町、2市町又は1市町のみ制定されているものについては、事務事業の調整内容等をもとに支障のないように整備するものとする。

一部事務組合等の取扱い

事務・財産・職員等新市へ

引き継ぐ

1 指宿広域市町村圏組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等はすべて新市に引き継ぐものとする。

① 共同処理の火葬場の設置、管理及び運営について、合併前に構成市町のどちらかが組

合から離脱するときは、離脱以降の火葬場の設置、管理及び運営に係る事務及び財産の取扱いについては、指宿市及び喜入町の協議に委ねるものとする。

② 共同事務の介護認定審査会の審査判定業務については、合併の日の前日までは、指宿広域市町村圏組合による共同事務として行うものとし、解散以降の事務については、すべて新市に引き継ぐものとする。ただし、合併前に構成市町の組合からの離脱があるときは、合併までの間の事務については、残りの構成市町による共同事務として引き続き処理するものとする。

2 指宿地区消防組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員等はすべて新市に引き継ぐものとする。

3 山川町、穎娃町及び開聞町は鹿兒島県町村土地開発公社を合併の前日までに脱退し、所有する財産を指宿市土地開発公社へ譲渡する。

4 指宿市土地開発公社については、新市において(新市名)土地開発公社として存続する。

納税関係の取扱い

3町の口座振替制度が拡充

1 収納方法、納税通知、口座振替制度については、指宿市の制度を適用する。

① 収納方法
納付組織・口座振替・口座振込・直接納付とする。

② 納税通知
事務嘱託員経由での通知書配布と郵送による通知書送付とする。

③ 口座振替制度
取扱税目等を地方税・国民健康保険税・介護保険料(普通徴収)とし、納税義務者の申請により市町内外居住を問わず制度を利用できる。

2 前納報奨金については、廃止の方向で調整する。

3 軽自動車標識弁償金については、4市町とも相違がないことから、現行のとおり(200円)とする。

※軽自動車標識弁償金とは
原付バイク・耕運機等の市町で取り扱う車両のナンバープレートを紛失した場合に支払う弁償金です。

4 標識については、新規登録車両のみ交付し、合併前の交付済標識は現行のままとする。

国民健康保険の取扱い

医療費の動向を見ながら新市で税率を設定

1 国民健康保険税

① 税率については、合併時においての医療費の動向を見ながら、新市において必要な負担額を算出したうえで税率の検討を行い、合併の翌年度(17年度)から、新保険税率を設定するものとする。

② 納期については、指宿市の制度(7・8・9・10・11・12・1・2月を納期月とする年8期)を適用する。

③ 減額の取扱いについては、制度について4市町相違がないので現行のとおりとする。

2 給付については、現行のおお
り新市に引き継ぐものとする。
ただし、葬祭費（3町の現行は
1万円）については、指宿市の
制度（2万円）を適用する。

3 健康づくり事業については、
合併時に調整するものとする。

町・字の区域及び名称の取扱い 旧市町名を大字に残す

1 4市町の町・字の区域につい
ては、従前のおりとする。

2 町・字の名称については、次
のとおりとする。

① 指宿市においては、

「指宿市**」を

「〇〇市指宿**」に

② 山川町においては、

「揖宿郡山川**」を

「〇〇市山川**」に

③ 穎娃町においては、

「揖宿郡穎娃**」を

「〇〇市穎娃**」に

④ 開聞町においては、

「揖宿郡開聞**」を

「〇〇市開聞**」に

置き換えるものとする。

（ただし、旧市町名が新市の名称
に選定された場合は、当該市町の
大字はいままでのおりとなります。）

ちよつと教えてQ&A

4市町にある大字名は

指宿市 大字数23

西方・東方・十町

十二町

大牟礼一〜五丁目

湊一〜四丁目

湯の浜一〜六丁目

岩本・小牧・新西方

池田

山川町 大字数14

福元・成川・小川

大山・岡児ケ水

浜児ケ水・利永

朝日町・入船町・金生町

潮見町・新栄町・新生町

山下町

穎娃町 大字数5

郡・牧之内・御領

別府・上別府

開聞町 大字数4

十町・仙田・上野

川尻

次回協議事項

使用料、手数料等の取扱い

4市町において同一又は類似す
る施設の使用料や事務の手数料等
について取扱いが異なる場合は、
調整する必要があることから、

「1 使用料については、原則と
して現行のおりとする。た
だし、同一又は類似する施設
の使用料については、住民の
「一体性の確保の原則」及び
「負担公平の原則」を基本と
して、住民負担に配慮し、可
能な限り統一に努めるものと
する。

2 手数料については、4市町
におけるこれまでの料金改定
の経緯や住民の「一体性の確
保の原則」及び「負担公平の
原則」を基本として、住民負
担に配慮し、合併時に統一
する。

3 道路占用料については、受
益者負担のあり方、負担の公
平性を勘案しながら、合併時
までに項目別に調整する。」
という提案を行いました。

介護保険の取扱い

介護保険事業は、4市町で保険
料や納期が異なるため、早期に一
体性の確保に努め、住民福祉の向
上を図る必要があります。

また、新市の住民間で不均衡が
生じないよう、かつ急激な負担の
変化がないように、制度の効率化
と円滑な統一に向けて調整する必
要があることから、

「1 介護保険料については、合
併から平成17年度までは現行
のままとし、次期介護保険事
業計画を基に、平成18年度か
ら統一する。

2 介護保険料の納付の方法に
ついては、指宿市の制度を適
用するものとする。

3 普通徴収に係る納期につい
ては、平成16年度は現行のと
おりとし、平成17年度からは、
国民健康保険税の納期と同一
とする。

4 介護保険給付（居宅サービ
ス・施設サービス）について
は、4市町相違がないので、
現行のまま新市に引き継ぐも
のとする。

5 上乗せ給付・特別給付については、4市町において、実施されていないことから、新市においても同様の取扱いとする。

6 合併までの間の介護保険施設の新規開設、増床については、4市町の介護保険事業計画に基づき対応する。

7 低所得者対策については、法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担軽減措置及び障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置については、4市町に相違がないことから、現行のとおりとする。なお、社会福祉法人等が行う生活困難者の介護保険サービスに係る利用者負担軽減減については、現行のとおりとする。

8 次期介護保険事業計画は、平成17年度に新市において策定を行う。

合併の日から平成18年3月31日までの介護保険事業計画は、4市町の第2期介護保険事業計画を基に合併の日までに策定し、介護保険事業に支障のないように努める。」

という提案を行いました。

水道事業の取扱い

水道事業においては、その地域の事業の形態等に応じ、使用料、加入金、分担金、手数料等について調整する必要があることから、

「1 現在実施中の水道事業、給水区域及び水道施設については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

上水道事業会計については、平成17年度から統合を図る。

2 簡易水道事業については、現行のまま新市に引き継ぎ、将来のあり方等について、合併後検討する。

簡易水道事業会計については、特別会計を設ける。

3 水道使用料（上水道）については、現行のとおりとし、合併後3年をめどに調整し統一する。

簡易水道使用料については、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。

4 手数料については、指宿市を例に調整し、合併時から統一する。

5 加入金・負担金については、

新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、随時調整する。ただし、簡易水道の場合は、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。

6 審議会、委員会については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。」

という提案を行いました。

このほか

- ・事務組織及び機構の取扱い
 - ・公共的団体等の取扱い
 - ・各種団体等への補助金、交付金等の取扱い
 - ・消防団の取扱い
 - ・下水道事業の取扱い
- も提案されました。

第9回会議で協議される予定です。

合併協議会開催のお知らせ

第9回会議

日時 9月25日（木）

午後1時30分～

場所 指宿市役所 大会議室

第10回会議

日時 10月30日（木）

午後1時30分～

場所 山川町民会館 大ホール

合併協議会は傍聴できます。

傍聴を希望される方は、当日会場受付に備えてあります傍聴届に住所・氏名等を記入し、傍聴券の交付を受けて下さい。傍聴券は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付します。ただし、傍聴希望者が定員を超えた場合は、くじ引きで選ぶことになります。

編集後記

6万年ぶりの火星の大接近。事務局の窓から南東の空を見ながら、雲の切れ間に光り輝く星にしばしロマンを感じる。次の大接近は284年後、そのころはどのような市になっっているのかと思いを馳せながら、机の上の資料の山と格闘中である。

(H・T)